

市民後見人No.36 (旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.46)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゅていぷらざ八潮」協働推進室・第1拠点室

TEL : 03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)

FAX : 03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

平成22年度第2回定期総会を召集します

日時 : 3月27日(日) 13時半～16時半(受付13時より)

場所 : こみにゅていぷらざ八潮・第4講習室 (本会新事務所と同一建物・電話3799・2021)

- 議事 : ①第1号議案 平成23年度事業計画 (別紙1)
②第2号議案 平成23年度収支予算 (別紙2)
③第3号議案 定款第2条の変更について (別紙3-1)
④第4号議案 定款第3条の変更について (別紙3-2)

本号は平成22年度第2回定期総会の招集状です。

この会報のほか別紙3枚と「出欠連絡票と書面表決書」の計4枚が添付されています。

今総会の特徴は、定款の一部変更が加わったことです。

「第3号議案 定款2条の変更について」は、今回の事務所移転で分かったことですが、定款で事務所の詳細住所まで決めてしまうと移転の都度、定款変更しなければならないことです。法務局や当会の監督官庁に問い合わせた結果、定款で「品川区内」の表現にしておけば、定款まで変える必要のないことが分かり、将来、再び、移転することも考えられるので変更するものです。

「第4号議案 定款23条の変更について」は、従来通常総会は2回行い、6月ごろに事業報告・決算・人事の審議、翌年3月ごろに事業計画・予算の審議を行ってきました。が、年に1回以上開けば良いことが分かり2回を1回にし、事務局の負担軽減を図り、全ての審議を1度に行うように変更するものです。

よろしく、ご審議をお願いします。また、議案のほかに会員資格について討議します。

なお、本年4月入会の新会員(昨年12月の市民後見人養成講座の際、入会届けを出し23年度分の会費納入者)は、議決権の行使は出来ませんが(新年度4月以降より行使できます)、オブザーバー参加できません。議事終了後は、会員の後見活動実践報告や会の今後について話し合いを予定しています。

全ての会員は必ず「出欠連絡と書面表決書」の回答をメールかFaxでご提出ください(新会員は出欠の連絡のみご記入ください)。

■23年度会費をお納めください■

新会員以外の会員は、平成23年度の年会費(3,000円)を、総会当日徴収しますのでご持参ください。欠席者は、「みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153 特定非営利活動法人市民後見人の会(トクエイリカクト 株式会社 ツミシヨウケンカイ)」をご利用ください。(文責・古賀) 止